

〔公共調達〕
（環境対策③）

16 市が市営住宅建設に使用する木材を特定の森林認証を受けた事業者の供給するものに限定する行為について

市が、今後市営住宅を建設するのに使用する木材をX認証材に限定することは、当該木材の調達容易であることから、競争に与える影響は軽微であるが、調達の対象をX認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げ、入札に参加し得る事業者を拡大することで、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

1 相談の要旨

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）において、地方公共団体は、調達に当たり、環境物品、つまり環境への負荷の軽減に役立つ物品等の調達の推進を図るために毎年度ガイドラインを作成することとされている。

当該規定を受けてT市でもガイドラインを策定しているところ、その中で、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るため、T市は、木材の調達に当たって、森林認証制度（環境保護に配慮して森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度）の認証を受けた森林で生産された木材（以下「認証材」という。）を優先した調達を行うと定めている。

(2) そこで、T市では、市営住宅の建設工事を入札で発注する際、入札仕様書に、「木材はX認証材を使用することとする」旨記載し、落札した建設業者にX認証材を調達する義務を負わせることとしたいが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

なお、森林認証機関は複数存在し、X認証材はそのうちの一つであるX機関²⁵による認証を受けた森林で生産された木材のことである。また、いくつかある森林認証規格の中で、X認証材の使用を義務付けるのは、T市近隣にはX認証を受けた森林しか存在しないためである。

2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るた

²⁵ X機関は、世界各地の環境団体、木材取引企業、先住民団体及び地域林業組合等のグループにより構成される非営利の国際的な会員制民間組織である。

め、市営住宅建設のために使用する木材を、特定の森林認証を受けた木材に限定するものである。

- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように入札を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、行政機関の判断に委ねられている。しかし、入札に関する条件等を過剰に課すこととなれば、入札参加者が一部の事業者に限定され、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の競争入札によって期待される効果が得られないこととなる。
- (3) 本件において、市営住宅の建設工事の入札に当たって、落札した建設業者にX認証材を調達する義務を負わせることは、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくT市の判断に委ねられている。また、X認証を受けている森林は、国内外に広く存在しており、当該市営住宅における使用木材がX認証材に限定されたとしても、木材を供給する事業者は、比較的容易にX認証材を調達できる。したがって、T市の市営住宅の使用木材をX認証材に限定することによって、T市が発注する市営住宅の建設工事における入札参加者が限定されることはなく、また、当該市営住宅建設に係る木材供給市場から木材を供給する事業者が排除される可能性は低いものと考えられることから、競争に与える影響は軽微である。
- (4) 一方で、森林認証は、国際規格ではあるものの、飽くまでも民間の規格であって、競合する森林認証の規格が複数存在しており、T市近隣の森林に対して森林認証を行った機関がX機関のみとしても、木材は県境や国境を越えて流通するのが一般的であり、市営住宅を建設する事業者がT市内以外の地域から木材を調達することも考えられる。

したがって、市営住宅の使用木材として、X認証材だけでなく、これと同等の森林認証規格に基づく認証材に対象を広げることで、入札に参加し得る事業者を拡大し、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

3 結論

T市が、市営住宅建設に当たって、使用木材をX認証材に限定することは、木材を供給する事業者にとって当該認証材の調達が容易であることから、競争に与える影響は軽微であると考えられるが、調達の対象をX認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げ、入札に参加し得る事業者を拡大することで、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。